

横植協会 05-17
令和 5 年8月30日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

**【「台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」
他、台湾産条件付き輸入解禁生果実に関する植物検疫実施細則」の
一部改正について】**

農林水産省消費・安全局植物防疫課課長補佐(輸入検疫担当)から下記のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

【連絡の内容】

台湾政府の組織再編に伴い、2023 年8月1日から台湾植物検疫当局の名称が変更となり、併せて 2023 年9月1日から輸出植物検疫終了の表示の様式を変更したい旨の要請があり、関係する実施細則の一部を改正しましたので、お知らせします。

また、本改正に合わせて、仕向地の表示についても「台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則」に揃え、「日本」、「日本向け」、「To Japan」のいずれかの字句によるものとするよう改正しました。

詳細については、「05-17（別添）新旧改正表」をご確認願います。

以 上

事務連絡
令和5年8月30日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫担当）

「台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」、
「台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、
ポメロ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則」、「台湾産ヒ
ロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則」及び
「台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則」の一部改
正について

今般、台湾検疫当局の名称変更に伴い「台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に
関する植物検疫実施細則」、「台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウ
ィートオレンジ、ポメロ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則」、「台
湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則」及び「台
湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙のとおり改正した
のでお知らせします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。

台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）


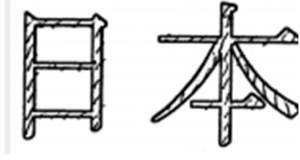
改正後	現行
<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のもの</u>にあつては次のアの様式に、<u>仕向地が日本である旨のもの</u>にあつては次のイの（ア）から（ウ）までに掲げる字句のいずれかによるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>イ 仕向地の表示</p> <p><u>（ア）日本</u></p> <p><u>（イ）日本向け</u></p> <p><u>（ウ）To Japan</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>それぞれ次の様式</u>によるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</p> <p>ア 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>イ 仕向地の表示</p>  <p>(2) (略)</p>

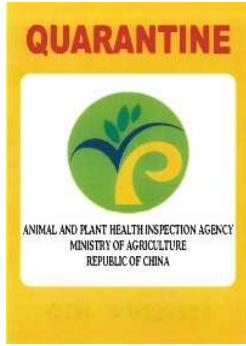
附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。

台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、ポメロ及びびれいしの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和55年4月3日付け55農蚕第13号農蚕園芸局長通達）の一部改正 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のものにあつては次のアの様式に、仕向地が日本である旨のものにあつては次のイの(ア)から(ウ)までに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、<u>容易に確認</u>できる大きさで行われるものとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>ア 輸出植物検疫終了の表示</u></p>	<p>7 表示</p> <p>(1) 告示9の表示は、<u>それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に<u>容易に、確認</u>できる大きさで行われるものとする。</u></p> <p><u>輸出植物検疫終了の表示</u></p>  <p><u>仕向地の表示</u></p>  <p>(新設)</p>



- イ 仕向地の表示
(ア) 日本
(イ) 日本向け
(ウ) To Japan
(2) (略)

(新設)

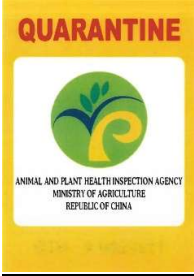

(2) (略)

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。

台湾産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則（平成22年4月16日付け22消安第311号消費・安全局長通知）の一部改正 新旧対照表

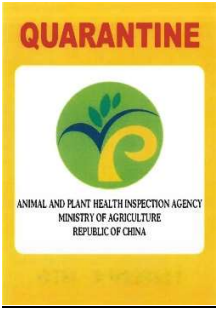

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>5 表示</p> <p>告示7の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のもの</u>にあつては次の(1)の様式に、<u>仕向地が日本である旨のもの</u>にあつては次の(2)の<u>アからウまでに掲げる字句のいずれか</u>によるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>ア 日本</p> <p><u>イ 日本向け</u></p> <p><u>ウ To Japan</u></p>	<p>5 表示</p> <p>告示7の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、<u>こん包の側面等</u>の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>ア 日本</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ To Japan</u></p>

附 則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。

台湾産いんどなつめの生果実に関する植物検疫実施細則（平成28年12月28日付け28消安第4172号消費・安全局長通知）の一部改正 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>5 表示</p> <p>告示7の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のもの</u>にあつては次の（1）の様式に、仕向地が日本である旨のものにあつては次の（2）のアからウまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) (略)</p>	<p>5 表示</p> <p>告示7の<u>輸出植物検疫が終了している旨の表示</u>は次の（1）の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の（2）のアからウまでに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大きさで行われるものとされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) (略)</p>

附 則
 この通知は、令和5年9月1日から施行する。